

津山市貨物運送事業継続支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書

令和4年7月〇日

津山市長 殿

〒 708-8501
申請者 本店所在地 津山市山北520
法人名 ○○運送株式会社
代表者役職・氏名 代表取締役 津山 太郎

個人印ではなく代表者印
(会社名+役職の印)を押印

津山市貨物運送事業継続支援金の交付を受けたいので、津山市貨物運送事業継続支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

記

1 交付申請額（請求額）

金額	百	十	万	千	百	十	円
(訂正不可)	¥	5	0	0	0	0	0

2 事業者情報

市内営業所の所在地 (市内営業所が複数ある場合は 全て記入)	津山市	法人番号（13桁）												
	山北663 中北下1300 新野東567	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
担当者氏名	津山 太郎													
日中連絡の取れる担当者電話番号（携帯含む）	(0868) 32 - 2081													
市内営業所に所属する貨物自動車（普通・小型）の台数	25台													
市内営業所に所属する貨物自動車（軽）の台数	台													

3 支援金の振込口座

金融機関名	津山							銀行 金庫 農業協同組合 信用組合	山北							本店 支店 営業部 出張所	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	(フリガナ)	ツヤマ タロウ									
									口座名義	津山 太郎								

裏面も必ずご確認下さい。

なお、交付申請額（請求額）が誤っている場合は、再提出となりますのでご注意ください。

4 添付書類

- (1) 一般貨物自動車運送事業を営む者にあつては、一般貨物自動車運送事業を営んでいることを証する書類
- (2) 貨物軽自動車運送事業を営む者にあつては、貨物軽自動車事業を営んでいることを証する書類
- (3) 市内に営業所を有することを証する書類
- (4) 市内営業所に所属する貨物自動車の台数を証する書類
- (5) 市内営業所に運行管理者を配置している場合は、市内営業所に運行管理者を配置していることを証する書類
- (6) 本店又は主たる事務所が市外にある場合は、本拠が市内にあることがわかる書類
- (7) 振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）
- (8) その他、交付要件を確認するために必要と認める書類

5 誓約・同意事項

- (1) 支援金を受領した後も、市内で事業を継続する意思のもと、本申請をします。
- (2) 申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
- (3) 支援金受給後、交付要件に該当しないことが判明した場合は、支援金を返還することを誓約します。
- (4) 令和4年11月30日までに申請書（添付書類含む）の不備が解消できない場合は、申請を取り下げたものとみなされることに同意します。
- (5) 支給要件の該当性等を審査するため、津山市が必要な税情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (6) 津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号)第2条第3号に規定する暴力団員等がその代表者及び役員に就任しておらず、暴力団員等を雇用していません。
- (7) 代表者及び役員が同条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していません。
- (8) 支援金を暴力団の活動に使用しません。
- (9) 支援金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (10) (2), (3), (6), (7), (8) 又は(9)に反する場合は、この申請は却下され、支援金の交付決定を取り消され、又は交付を受けた支援金を返還することを承諾します。

私は、上記「5 誓約・同意事項」について誓約・同意します。

法人名 ○○運送株式会社

代表者役職 代表取締役

代表者氏名（自署又は記名・押印） 津山 太郎  (実印)

個人印ではなく代表者印
(会社名+役職の印)を押印

津山市貨物運送事業継続支援金の額の計算書

計算1

※牽引車及び被牽引車については、各1両を合わせて1台と算定すること。

運行管理者を配置した市内営業所に所属する貨物自動車（普通・小型）の数	25台	・・・ a
運行管理者の配置のない市内営業所に所属する貨物自動車（普通・小型）の数	台	・・・ b
市内営業所に所属する貨物自動車（軽）の数	台	・・・ c

計算2

aの台数が5台未満	30万円
aの台数が5台以上10台未満	40万円
aの台数が10台以上30台未満	50万円
aの台数が30台以上	60万円

計算3

計算2により算出された額	50万円	・・・ A
bの台数に2万円を乗じて得た額	万円 (上限額10万円)	・・・ B
cの台数に2万円を乗じて得た額	万円 (上限額10万円)	・・・ C

支援金の額

A + B + C	
50万円	※交付申請書記載の交付申請額（請求額）と一致すること